

薬局の名称 _____

【通常の開店時間等】 *開店時間には、特定販売のみを行う時間は含みません。（開店時間＝営業時間－特定販売のみを行う時間）

週当たりの開店時間等	
薬局の開店時間	① 時間
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	② 時間
要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	③ 時間
要指導医薬品を販売する開店時間	④ 時間
第一類医薬品を販売する開店時間	⑤ 時間
情報提供するための設備 (要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供等するための設備)	⑥ カ所

【通常の調剤及び要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

* 勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は除きます。

	調剤に従事する勤務時間数 (週当たり)	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)	要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)
薬剤師	時間	時間	時間
登録販売者	時間	時間	時間
総和	⑦ 時間	⑧ 時間	⑨ 時間

【体制省令への適合状況】 * 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

調剤に従事する薬剤師の勤務時間数	⑦	≥	①	薬局の開店時間	(体制省令第1条第6号)		
要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数	⑧	=		≥	②	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	(体制省令第1条第7号)
情報提供設備の数	⑥						
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	②	≥	①	薬局の開店時間	2	(体制省令第1条第8号)	
要指導医薬品又は第一類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数	⑨	=		≥	③	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	(体制省令第1条第9号)
情報提供設備の数	⑥						
要指導医薬品を販売する開店時間	④	≥	②	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	2	(体制省令第1条第10号)	
第一類医薬品を販売する開店時間	⑤	≥	②	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	2	(体制省令第1条第11号)	

【薬局開設者の講じなければならない措置】

<p>(1) 調剤の業務に係る医療の安全、調剤された薬剤の情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理並びに薬局医薬品及び要指導医薬品の情報提供及び指導並びに医薬品の情報提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針</p> <p>①薬局における業務の適正管理等を確保するための基本的な考え方に関すること</p> <p>②従事者に対する研修の実施に関すること</p> <p>③体制省令第1条第2項各号に定める事項に関すること</p>	有・無
<p>(2) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務に関する手順書</p> <p>① 薬局で取り扱う医薬品の購入に関する事項。 ② 医薬品の貯蔵、陳列、搬送等の手順に関する事項。</p> <p>③ 医薬品の管理に関する事項（医薬品の保管場所、薬事法等の法令により適切な管理が求められている医薬品（麻薬・向精神薬、覚醒剤原料、毒薬・劇薬、特定生由来製品、要指導医薬品、第一類医薬品、指定第二类医薬品等）の管理方法等）。</p> <p>④ 一連の調剤の業務に関する事項（患者情報（薬剤の服用歴、医療機関の受診等）の収集、疑義照会方法、調剤方法、調剤器具・機器の保守・点検、処方箋や調剤薬の監査方法、患者に対する服薬指導方法等）及び医薬品の販売及び授与の業務に関する事項（購入者等情報の収集、医薬品の情報提供方法等）</p> <p>⑤ 医薬品情報の取扱い（安全性・副作用情報の収集、管理、提供等）に関する事項（在宅患者への医薬品使用に関する事項を含む。）</p> <p>⑥ 事故発生時の対応に関する事項（事故報告体制の整備、事故事例の収集の範囲、事故後対応等）</p> <p>⑦ 他施設（医療機関、薬局等）との連携に関する事項 ⑧ 従事者に対する研修の実施に関する事項</p>	有・無

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制】

時間		0	3	6	9	12	15	18	21	24	計
月	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
火	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
水	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
木	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
金	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
土	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間
日	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間

(参考)

祝 日	開店時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
	登録販売者										時間

* 営業時間等及び薬剤師・登録販売者の勤務時間について、塗りつぶすか線を引いて、何時から何時まで営業・勤務しているか分かるように記載して下さい。